北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

［目次］

１．これまでの経過と特区制度の概要
２．北海道・札幌市が目指す姿（地域のコンセプト）
３．提案の概要
４．提案における規制緩和等の提案・要望の状況
５．今後のスケジュール

令和６年８月２日
北海道経済部ゼロカーボン推進局

ZERO CARBON
HOKKAIDO

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

1．これまでの経過と特区制度の概要

（1）これまでの主な経過

令和5年12月	政府は「資産運用立国実現プラン」において、「金融・資産運用特区」の創設に向けて、関心を有する自治体を募ることを公表
令和6年　1月	特区に関する提案募集を開始
令和6年　1月	国に「北海道・札幌『GX金融・資産運用特区』」を提案。その後、提案内容のうちGXに関する項目を全道域に拡大
令和6年　5月	金融・資産運用特区の実現に向けた総理と4都市首長との意見交換
令和6年　6月	北海道が金融・資産運用特区として決定、併せて、国家戦略特別区域諮問会議において国家戦略特別区域に指定することを了承

（2）金融･資産運用特区の概要

□　「金融・資産運用特区」（※1）は、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現するため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融･ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指すもの。

□　主に金融・資産運用サービスの集積･拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度（※2）を活用

※1　金融・資産運用特区は、金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組み等を重点的に実施するエリアの総称（概念上の特区）であり、金融・資産運用特区それ自体は、個別の法的根拠や制度的枠組みを有しない。

※2　「国家戦略特区」は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作ることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2．北海道・札幌市が目指す姿(地域のコンセプト)

（1）2023年４月１５日「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」

○Ｇ７大臣会合の札幌開催の機会を捉え、脱炭素を通じてエネルギーの地産地消と道内経済の活性化、日本及び世界のＧＸに貢献していくことについて、**「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」**を発表。

（2）北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

○今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資
　➔国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャル
　➔ＧＸ関連の大型プロジェクトが道内で進行中

○都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街

（3）「GX金融・資産運用特区」を通じて、目指す姿

○「金融・資産運用特区」を活用

○資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に集積

○GX産業のサプライチェーン構築・雇用創出

○日本の再生可能エネルギー供給基地の構築

○アジア・世界の金融センターの実現

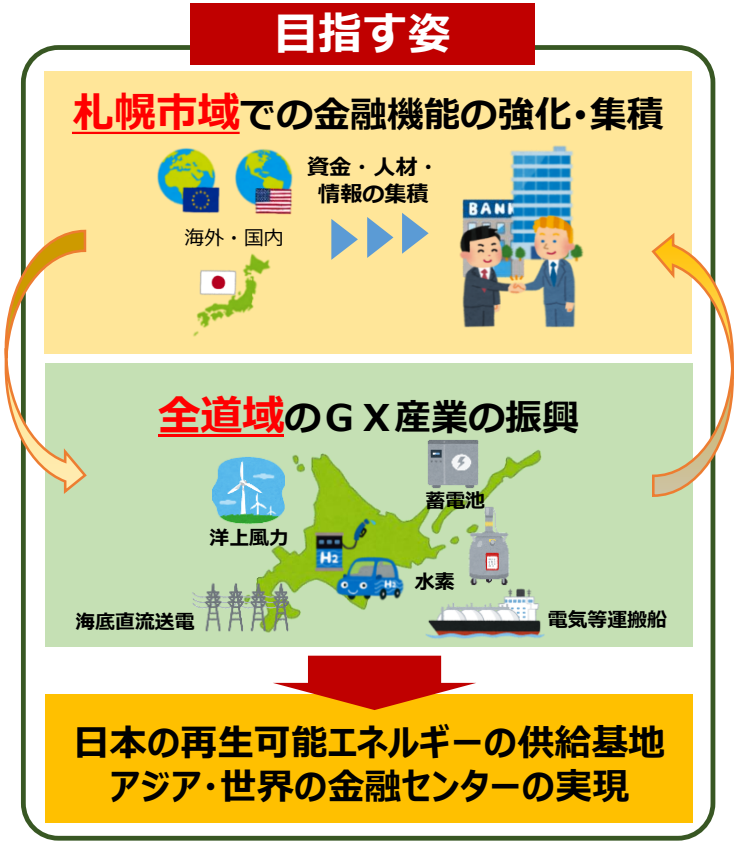

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

３．提案の概要

（１）地域の主体的な取組

快適なビジネス環境の整備

①**規制緩和等(札幌市)** 市
行政手続の英語対応(住民登録・住民票、印鑑登録・印鑑証明書の英語化)

②**税制優遇等(道税・市税)** 道 市
金融機能の強化集積、ＧＸ産業集積

③**高機能オフィス確保(容積率緩和等)** 市

④**丘珠空港のビジネスジェット利用促進** 市

⑤**諸外国から新千歳空港への直行便の拡充** 道 市

⑥**ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設** 市
- 英語でビジネス及び従業員の暮らしに関する相談対応
- 英語対応可能な保育、教育、病院等の情報提供
- 英語対応専門の士業確保
- 各種手続きの代行サービス

魅力溢れる生活環境の整備

⑦**インターナショナルスクール誘致、新たな国際バカロレア(海外大学でも通用する国際教育プログラム)導入校の設置検討** 市

⑧**キャッシュレス化の促進** 市

⑨**外国人の安全・快適な移動に資する案内サイン等の充実** 市

誘致活動・情報発信の強化 スタートアップ・人材育成の強化

⑩**海外資産運用会社等の誘致強化** 市

⑪**ＧＸ事業を行う企業の誘致強化・ビジネスマッチング拡充** 道 市

⑫**スタートアップ創出・育成強化、ビジネスマッチング拡充** 道 市

⑬**ＧＸ情報プラットフォームの構築、ＧＸ事業認証制度の創設** 道 市

⑭**人材確保・人材育成の強化(普及啓発・情報発信)** 道 市

⑮**ＧＸ、環境金融関連の国際会議・イベント等による情報発信強化** 道 市

（２）国への要望事項（規制の特例措置等）

金融関係

英語行政手続き	海外企業等が**事業をしやすい環境を整備**するための、英語による行政手続きの届け出等の実施　など
資金調達・金融支援	金融機関が、地域のGX産業振興等に向けて期待される役割をより果たせるよう、**「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みを活用した措置の実施**
高度人材確保	インフラ投資等の知見を有する**投資家誘致・育成等**のための、専門外国人材受入れに係る在留資格緩和 など

ＧＸ関係

風力・再エネ	**「洋上風力発電」拡大**のための、**外国船籍の船舶の利用**や環境影響評価等に関する規制の緩和 など
水素	**「水素サプライチェーン」構築**のための、圧縮水素に係る貯蔵上限規制の緩和 など
ＡＩ・スタートアップ	**「AI実装の先進地」を目指し**、スタートアップを育成・誘致しながら広大な大地等を活かした多数の実証実験の実施

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

４．提案における規制緩和等の提案・要望の状況（これまで特区WGで議論した項目）

	提案項目	進捗状況	適用区域
風力・再エネ	洋上風力発電の設置・保守に係る外国船籍の船舶の活用	輸送内容が明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、2024年度中に必要な省令改正等を行う。	規制面での全国措置
	外国人船員等が乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和	洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通し等を踏まえ、当該外国人材の活用の在り方等、対策を検討する。	今後検討
	排他的経済水域を活用した洋上風力発電の拡大	排他的経済水域における洋上風力発電設備等の設置に係る制度の創設等を盛り込んだ、再エネ海域利用法の改正案を令和6年通常国会に提出した。	規制面での全国措置
	再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大	洋上風力発電事業については、国による調査等の実施等を盛り込んだ、再エネ海域利用法の改正案を令和6年通常国会に提出した。	規制面での全国措置
水素	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	上限規制の適用除外を見据え、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得る。	今後検討
高度人材確保	高度人材ポイント制に係る特別加算項目の条件緩和	自治体による支援措置の要件について、補助金の交付や支援税制を伴わない場合でも対象となる場合があることを2024年度中に明確化する。	規制面での全国措置

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

	提案項目	進捗状況	適用区域
資金調達・経営支援	GXスタートアップ投資家向け在留資格の創設	国家戦略特区において、一定額を国内のスタートアップに投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザを創設することについて、2024年度中を目処に必要な措置を講ずる。	規制面での地域限定措置
	補助金適正化法の適用除外	総務省の「財産処分承認基準」について、具体的な承認の許容例を明確化する改正を2024年４月に行った。	規制面での全国措置 済
	GX事業に係る保証付き融資制度の整備	GX事業に係る保証付き融資制度を2025年度早期に整備するための具体的な方策を、2024年中に検討し結論を得る。	今後検討
	一定の銀行業高度化等会社の業務へのＧＸ業務の追加	「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用について、国家戦略特区における具体的な措置の在り方を検討し、2024年中を目処に所要の措置を講ずる。	規制面での地域限定措置
英語行政手続き	英語での行政手続（在留資格）	英語での手続完結を見据え、一部の定型的な文書では日本語訳の添付を不要としている運用を明確化し周知することについて、2024年度中に所要の措置を講ずる。	規制面での地域限定措置
	英語での行政手続（定款認証、商業登記）	英語での手続完結を見据え、申請書、定款等の作成を支援する方策について検討し、2024年度中に所要の措置を講ずる。	規制面または運用面での地域限定措置
	英語での行政手続（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険）	英語での手続完結を見据え、自治体の開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう、2024年度後半の早期に所要の措置を講ずる。	規制面での地域限定措置

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

5. 今後のスケジュール（想定）

(1) 北海道・札幌市は、**「金融・資産運用特区」**の対象として決定されるとともに、**「国家戦略特区」**の指定が了承された。 →6/26付で指定

（○国家戦略特区＝成長戦略の実現に必要な規制緩和等を総合的かつ集中的に実施できる制度
○金融・資産運用特区＝金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備できるような規制緩和等を重点的に実施するエリアの総称。（個別の法的根拠や制度的枠組みはなく、概念上の特区））

(2) 国家戦略特区の指定を受けることにより、今後**継続して国に規制緩和を提案**していくことが可能。
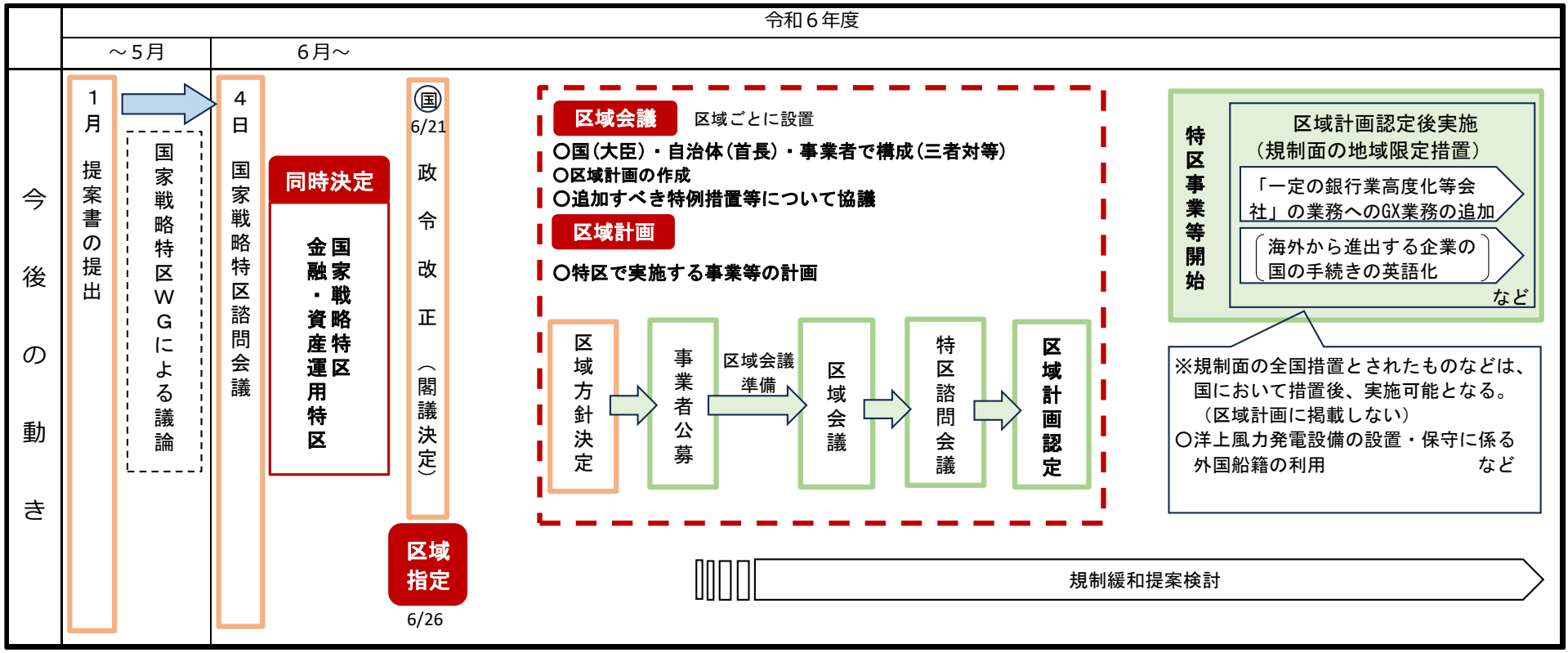
(3) 下表のスケジュールは、過去の国家戦略特区例を参考に想定したもの。